

## 宮島観光公式サイト広告掲載取扱要領（抜粋）

（趣旨）

第1条 この要領は、廿日市市広告掲載要綱（平成19年廿日市市告示第45号）に規定するもののほか、廿日市市（以下「市」という。）がインターネット上に公開する宮島観光公式サイトへの広告の掲載について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 宮島観光公式サイト 廿日市市産業観光部宮島観光事務所が管理するサイト（ホームページ）で、インターネット上の次の場所に存在するものをいう。

<http://www.miyajima-wch.jp/>

(2) バナー広告 宮島観光公式サイト内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。

（広告の種類）

第3条 宮島観光公式サイトに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

（広告の規格）

第4条 宮島観光公式サイトに掲載する広告の規格は、原則として次のとおりとする。

(1) 広告画像のサイズは、縦60ピクセル、横120ピクセルとする。

(2) 広告画像の形式は、GIF（アニメーション及び透過GIFは不可）、JPEG、PNGのいずれかとする。

(3) 広告画像のデータ容量は、4キロバイト以下とする。

2 前項に定めるもののほか、広告に関する規格は、別途宮島観光公式サイト・バナー広告ガイドラインで定める。

（広告の掲載位置）

第5条 広告を掲載するページ、広告の位置及び枠数（以下「掲載枠」という。）は産業観光部長が指定する。

（広告掲載期間単位）

第6条 広告を希望する期間は原則1か月単位とし、1か月に満たない場合は、日割り計算とする。

2 広告掲載希望者が望むときは、産業観光部長は複数月の申込み及び掲載を認めることができる。

（広告の掲載）

第8条 受託者は、宮島観光公式サイトに広告を掲載する場合廿日市市広告掲載要綱、廿日市市広告掲載基準を遵守するものとする。但し、宮島観光公式サイトの目的で

ある宮島観光の推進を考慮して、宮島競艇施行組合に関する広告を廿日市市広告掲載基準第4条5号の規程から除くものとする。

附 則

この要領は、平成19年5月15日から施行する。